

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年4月15日

埼玉県知事
大野 元裕 殿

提出者

住 所 埼玉県久喜市清久町3番3号
氏 名 コヤマ工業 株式会社
代表取締役 小山 淳
電話番号 0480-23-1622

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	コヤマ工業 株式会社 久喜工場
事業場の所在地	埼玉県久喜市清久町3番3号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類 F 製造業 22 窯業・土石製品製造業 2222 生コンクリート製造業
②事業の規模	105,000万円(令和4年度)
③従業員数	10人(令和5年3月31日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	納入現場より生コンクリートがあまった場合、当工場に持ち帰る ① 建設廃材(固化処理) →当工場指定の場所にて固化処理を実施 →翌日以降、硬化後のコンクリートを破碎 ② 汚泥(回収処理) →水洗いによりスラッジ水と骨材に分別 →脱水機により上澄水と脱水ケーキに分ける ① ②を指定の場所にて一時保管 →収集運搬業者に委託し、処分業者へ排出(この時点で産業廃棄物を排出)

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 脱水機等の廃棄物処理施設は、技術管理者が管理し、産業廃棄物の処理に関しては、産業廃棄物処理責任者が統括する。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	建設廃材（廃コンクリート）
	排 出 量	1,732 t	2,598 t
	(これまでに実施した取組) 当工場の産業廃棄物は、顧客に納入した生コンクリートがあまり工場に持ち帰った際に発生するものであるため、納入をした数量で収まるように、適切な数量を注文して頂く旨顧客に要請する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	建設廃材（廃コンクリート）
	排 出 量	1,600 t	2,400 t
	(今後実施する予定の取組) 発生を抑制するために社内研修を定期的実施する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物としては、汚泥・建設廃材に限るため、その他のものが混ざらないようにチェック体制を強化している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	建設廃材（廃コンクリート）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	建設廃材（廃コンクリート）
	自ら再生利用を行う産業	0 t	100 t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用に関する情報収集を行う。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	建設廃材（廃コンクリート）
	自ら熱回収を行った産業	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 特になし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	建設廃材（廃コンクリート）
	自ら熱回収を行う産業	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 特になし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	建設廃材（廃コンクリート）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	建設廃材（廃コンクリート）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	建設廃材（廃コンクリート）
	全処理委託量	1,732 t	2,598 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,732 t	2,598 t
	認定熱回収業者への処	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回	t	t
（これまでに実施した取組） 委託基準に基づき、適正な収集運搬業者及び処分業者を選定している。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水ケーキ）	建設廃材（廃コンクリート）
	全処理委託量	1,600 t	2,400 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,600 t	2,400 t
	認定熱回収業者への処	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回	t	t
	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>顧客に適切な数量を注文して頂く旨を強く要請し、残コンや戻りコンの発生を極力抑制する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。